

午後2時00分～

会場 第3・4委員会室

市長記者会見資料

- 1 新型コロナウイルスワクチン接種 次のステージへ
 - (1) 接種の進捗状況
 - (2) 6月27日から64歳以下のワクチン接種開始
 - (3) 感染者等の状況
- 2 本市独自で乳児家庭支援金を給付
～他の給付金の対象とならない子どもへ
10万円分のプリペイドカード～
- 3 6月1日から「おくやみコーナー」を開設
～ご遺族の行政手続きをワンストップで対応～

新型コロナウイルスワクチン接種 次のステージへ 接種の進捗状況

1 高齢者向けワクチン接種状況等

(1) 接種状況

4月分累計 1,948回
5月分累計 83,683回(5月30日現在)
《内訳》
1回目接種者数 78,240回(接種率49.1%)
2回目接種者数 7,391回(接種率4.6%)
※ 八王子市に分配されたワクチンによる接種回数

(2) 集団接種会場予約状況 198,273人(5月30日現在)
【内訳】1回目分 126,669人(予約率79.6%)
2回目分 71,604人(予約率45.0%)

(参考) ワクチン総接種回数 内閣官房内閣広報室 HPより

| 区分 | 高齢者への1回目の ワクチン接種回数 | 1回目のワクチン接種が 完了した高齢者の割合 |
|------|-----------------------|---------------------------|
| 全国 | 2,166,240回 | 6.10% |
| 東京都 | 206,207回 | 6.60% |
| 八王子市 | 54,506回 | 34.24% |

(5月23日時点)

(3) 集団接種会場での接種が難しい方への対応状況

ア 高齢者施設入所者(従事者も同時に接種)
接種状況 3,325回(5月27日現在)
※ 施設へのワクチン分配数
※ 接種回数には、一部2回目分を含む
(参考) 対象者 約13,800人(うち入所者8,200人)

イ 入院患者
対象者把握のための調査を医師会が実施中
ウ 在宅療養者
対象者把握のための調査を医師会が実施中
※全て7月末までに接種完了予定

(4) 本市にお住まいで他市に住民票のある方の接種について

新型コロナワクチンは、住民票所在地での接種が原則だが、単身赴任、DV・ストーカー行為等の被害者、災害による避難者など、やむを得ない事情がある方は、住民票所在地以外での接種を受けることができる。

既に、本市の65歳以上の予約率が8割弱になり、接種を希望される方については概ね予約いただけたことから、これらの事情のある市内在住の65歳以上の方について、6月1日から予約を開始する。

<接種までの流れ>

- ① 本市（新型コロナワクチン担当）に申請する
- ② 住所地外接種届出済証、本市の予約受付番号（8桁）及び予診票を発行
- ③ 予約をする（本市民と同様）
- ④ 接種会場で接種
接種会場へ次の書類を持参する。
 - （ア）住所地外接種届出済証
 - （イ）予診票
 - （ウ）住民票所在地から送付されたクーポン券
 - （エ）本人確認書類

2 市内の医療従事者接種の状況

(1) 市内病院（約13,000人）

2回接種完了

(2) 団体所属（医師会、歯科医師会、薬剤師会）など（約5,000人）

八王子市医師会や八王子市薬剤師会と連携して独自に集団接種実施

6月6日（日）2回接種完了

(3) 八王子消防署の救急隊員等（約400人）

南多摩病院の協力により6月中に2回接種完了予定

<問い合わせ>

(1について) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保担当課長 武井

電話042-645-5111

(2について) 地域医療体制整備担当課長 菅野 電話042-620-7473

新型コロナウイルスワクチン接種 次のステージへ

6月27日から64歳以下のワクチン接種開始

1 64歳以下のワクチン接種の今後の予定

(1) 16～64歳で難病等がある方へのワクチン接種

| クーポン券送付日 | 予約開始日 | 接種開始日 |
|----------|----------|----------|
| 6月16日(水) | 6月21日(月) | 6月27日(日) |

※ 令和3年度中に当該年齢に到達する方が対象

※ 「難病等の有無」は、市が把握している医療費助成制度（難病、小児慢性特定疾病、大気汚染、B型・C型ウイルス肝炎）等の利用状況で判断

(2) 60～64歳の方へのワクチン接種

| 区分 | クーポン券送付日 | 予約開始日 | 接種開始日 |
|------|----------|----------|----------|
| 基礎疾患 | あり | 6月21日(月) | 6月27日(日) |
| | | | なし |
| | 6月16日(水) | 6月25日(金) | 6月28日(月) |

※ 令和3年度中に当該年齢に到達する方が対象

※ 「基礎疾患あり」は、国の示す基礎疾患で入院・通院している方、BMI 30以上の方

(3) 訪問・通所サービス事業所に勤務する方へのワクチン接種

市内1,200か所ある重症化リスクの高い高齢者・障害者が利用するデイサービスなど訪問・通所サービス事業所に勤務する方へのワクチン接種を進めていく。

《今後のスケジュール》



(4) 59歳以下の方へのワクチン接種

7月中旬からの接種開始に向け、次の課題解決に向けて検討中。

ア 8月以降の接種会場

暑さに対する市民の皆さまの体調を考慮し、空調設備が整っている施設を新たに準備する。

《平日に加えて日曜の接種を開始する会場》

- ・ 市役所本庁舎
- ・ イトーヨーカドー南大沢店
- ・ イーアス高尾
- ・ 八王子スクエアビル

- ・ 石川市民センター

《新たな日曜日の接種を開始する会場》

- ・ 市民センター体育館7か所（由井、川口、横山南、恩方、加住、浅川、長房）

※ 駐車場等の混雑を避ける、また、十分な休憩スペースを確保するため、

8・9月の日曜日は、上記市民センターの一般利用を全館中止する。

《接種時間の変更》

- ・ 対象者の年齢が下がることから、仕事帰りに接種を受けていただけるよう、一部会場の接種時間を夜間帯に変更する。

イ 職域における接種体制の構築

教員・保育士などへの接種体制の早期構築に向け、検討を進める。

ウ 長期入院患者へのワクチン接種

重い精神疾患で入院している患者への優先接種について検討を進める。

2 新型コロナウイルスワクチン接種体制の強化

高齢者以外へのワクチン接種の本格化に向けて、ワクチン接種の総括を担う健康部長のもとに、ワクチン接種体制整備を担う担当部長を配置するとともに、高齢者・障害者施設等の入所者・従事者や在宅療養者への接種の本格化に向けて、ワクチン接種担当課長を配置する。

(1) 組織配置日 令和3年（2021年）6月1日

(2) 組織体制 新型コロナウイルスワクチン接種体制整備担当部長

（医療保険部長が兼務）

高齢者・障害者施設ワクチン接種担当課長

（高齢者いきいき課長が兼務）

＜問い合わせ＞

(1)について) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保担当課長 武井

電話042-645-5111

福祉部障害者福祉課長 遠藤 電話042-620-7245

福祉部高齢者いきいき課長 吉本 電話042-620-7243

(2)について) 総合経営部経営計画課長 佐藤 電話042-620-7200

新型コロナウイルス 感染者等の状況

新型コロナウイルス感染症対策に関連した、本市の現時点における状況について報告する。

1 感染者の状況 (5月27日現在)

(1) 月別感染者数

(単位 人)

| 令和2年 | 令和3年 | | | | | 計 |
|-------|------|-----|-----|-----|-----|-------|
| 3~12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | |
| 1,326 | 799 | 321 | 469 | 559 | 611 | 4,085 |

(2) 年代別感染者数

(単位 人)

| 10歳未満 | 10代 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 70代 | 80代 | 90代 | 100歳以上 | 計 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--------|-------|
| 101 | 354 | 910 | 491 | 641 | 592 | 347 | 309 | 251 | 86 | 3 | 4,085 |

(3) 感染経路(渡航歴・接触歴)

(単位 人)

| あり | 調査中・不詳 | 計 |
|-------|--------|-------|
| 2,294 | 1,791 | 4,085 |

(4) 感染者経過

(単位 人)

| 入院※ | 宿泊療養※ | 自宅療養 | 退院及び療養終了 | 死亡 | 計 |
|-----|-------|------|----------|----|-------|
| 106 | 21 | 111 | 3,784 | 63 | 4,085 |

※調整中を含む。

2 PCR検査実績（5月26日現在）

（単位 件）

| 実施場所 | 区分 | 令和2年 | 令和3年 | | | | | 計 | |
|-------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 1～12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | | |
| 保健所 | 検査数 | 5,025 | 1,314 | 596 | 844 | 1,054 | 1,082 | 9,915 | |
| | 結果 | 陽性 | 459 | 215 | 93 | 106 | 175 | 130 | 1,178 |
| | | 陰性 | 4,566 | 1,099 | 503 | 738 | 879 | 952 | 8,737 |
| | | 陽性率 | 9.1% | 16.4% | 15.6% | 12.6% | 16.6% | 12.0% | 11.9% |
| PCR外来 | 検査数 | 1,276 | 174 | 117 | 112 | 150 | 94 | 1,923 | |
| | 結果 | 陽性 | 109 | 33 | 11 | 14 | 16 | 11 | 194 |
| | | 陰性 | 1,167 | 141 | 106 | 98 | 134 | 83 | 1,729 |
| | | 陽性率 | 8.5% | 19.0% | 9.4% | 12.5% | 10.7% | 11.7% | 10.1% |

*「保健所」は、原則として帰国者や濃厚接触者など保健所が検査が必要と判断し、東京都健康安全研究センター等にて実施した件数

*「PCR外来」は、かかりつけ医から紹介された一般の方を、専門外来で検体採取した件数（令和2年5月から開始）

<問い合わせ>

（感染者数や検査の状況等について）

健康部保健対策課長 福島 電話042-645-5195

（2の「PCR外来」について）

医療保険部地域医療体制整備担当課長 菅野 電話042-620-7473

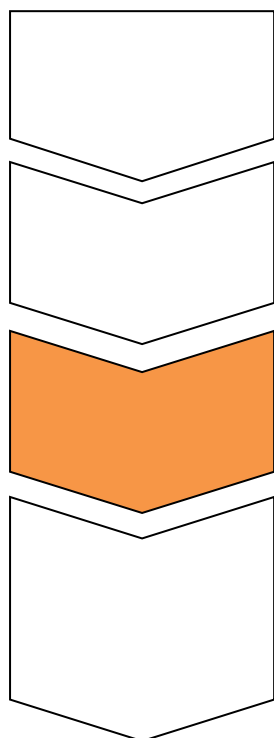
本市独自で乳児家庭支援金を給付

他の給付金の対象とならない子どもへ10万円分のプリペイドカード

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言の発出等により、経済状況が厳しさを増している中、これまで国の「特別定額給付金事業」などの支援事業が実施されたほか、現在、都では「東京都出産応援事業」の実施が決定している。

ここで、いずれの事業の対象にもならない期間に生まれたお子さんを養育している家庭を支援し、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、子ども一人あたり10万円(プリペイドカード)を市独自で給付する。

- | | |
|--------|---|
| 1 給付対象 | 令和2年(2020年)6月1日から同年12月31日までに生まれ、誕生日から令和3年(2021年)6月1日まで継続して本市に住民登録があるお子さんを養育している家庭 |
| 2 対象人数 | 1,800人(見込) |
| 3 給付金額 | 対象の子ども1人につき10万円(プリペイドカード) |
| 4 給付申請 | 該当する家庭へ申請書を郵送 受付期間:令和3年(2021年)6月下旬~12月末 |



特別定額給付金事業(国) 10万円

対象:令和2年(2020年)4月27日において、住民基本台帳に記録されている者

新生児特別定額給付金事業(市) 10万円

対象:令和2年(2020年)4月28日~5月31日に出生した者

乳児家庭支援金給付事業(市) 10万円(プリペイドカード)

対象:令和2年(2020年)6月1日~12月31日に出生した者

東京都出産応援事業(都) 10万円相当の育児用品・サービス等

対象:以下のいずれかに該当する家庭

- 令和3年(2021年)1月1日~3月31日に出生し、誕生日及び令和3年4月1日に都内に住民票がある世帯
- 令和3年(2021年)4月1日~令和5年(2022年)3月31日に出生し、誕生日に都内に住民票がある世帯

<問い合わせ>

医療保険部大横保健福祉センター館長 長谷川 電話042-625-9128

6月1日から「おくやみコーナー」を開設 ご遺族の行政手続きをワンストップで対応

身近な方を亡くされたご遺族が、必要な手続きをワンストップで行うことができる総合窓口「おくやみコーナー」を開設する。これまでは、市役所の複数の窓口立ち寄りなければならなかった行政手続きを一つの窓口でご案内するほか、市役所以外での手続きについても相談に応じる。

1 対 象 亡くなられた方（本市に
住民登録のある方）のご遺族

2 場 所 市役所本庁舎 1階 3番窓口

3 対応する主な手続き

- ・ 葬祭費支給申請
- ・ 後期高齢者医療被保険者証の返却
- ・ マイナンバーカードの返却
- ・ 軽自動車（原付バイク）の廃車申告
- ・ 国民年金死亡一時金請求



この他にも、銀行口座の解約
についても相談に応じる

4 予 約 枠 午前 9時 ～ 午前10時30分
午前10時30分 ～ 正午
午後 1時30分 ～ 午後 3時
午後 3時 ～ 午後 4時30分の4区分で各2組を対応

5 利用方法 亡くなられた方の状況に応じた手続きの特定や事前準備を行うため、利用希望日の3開庁日前までに電話で予約のうえ窓口へ。

「おくやみハンドブック」を発行

亡くなられたことにより、必要となる手続きをまとめた「おくやみハンドブック」を作成した。おくやみコーナー・各事務所で配布しているほか、市のホームページ（右の二次元コード）からもダウンロードできる。



国民健康保険税・介護保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税及び介護保険料の減免について、それぞれ国から基準が示されたことから、その基準に沿った本市の減免対応について報告する。

1 国民健康保険税の減免対応

(1) 対象世帯

- ① 主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症により死亡又は重篤な疾病を負った世帯
- ② 主たる生計維持者が次のアからオの要件すべてに該当する世帯
 - ア 各種収入(営業・給与・山林・不動産)が、前年の額の10分の3以上減少
 - イ 減少が見込まれる各種収入以外の前年所得が400万円以下
 - ウ 前年の所得の合計額が1,000万円以下
 - エ 非自発的失業者の軽減に該当しない
 - オ 減少が見込まれる各種収入の前年の所得額が、0円やマイナスでない

(2) 対象となる税

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が設定されている令和3年度分及び令和2年度分の保険税

(3) 必要書類

- ・ 国民健康保険税減免申請書
- ・ 減免申請に関する届出書
- ・ 収入額が分かる書類や医師による診断書の写し など

(4) 本市の対応

基本的には国基準で減免。ただし、収入減少を要件とする世帯(上記②ア)については、令和3年度(2021年度)の事業収入等について、1～9月までは実績、10～12月は見込みとして申請を受け付けることで、より実績に近い状況で判断する。

そのため、それまでに納期が到来するものについては、希望により納期変更などを実施し、延滞金の発生や滞納整理の執行に至らないよう措置する。

(5) 受付開始時期等

- | | |
|------|--------------------|
| 6月1日 | 令和2年度相当課税分保険税 |
| 7月中旬 | 令和3年度保険税(上記①該当の世帯) |
| 10月頃 | 令和3年度保険税(上記②該当の世帯) |

2 介護保険料の減免対応

(1) 対象となる第一号被保険者

- ① 第一号被保険者が属する世帯の主たる生計維持者が、新型コロナウイルス感染症により死亡又は重篤な疾病を負った
- ② 第一号被保険者が属する世帯の主たる生計維持者が、次のア・イの要件すべてに該当する
ア 各種収入(営業・給与・山林・不動産)が、前年の額の10分の3以上減少
イ 減少が見込まれる各種収入以外の前年所得が400万円以下

(2) 対象となる介護保険料

- ① 令和3年度分の介護保険料で、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあっては、特別調整対象年金の支払日)が設定されているもの。
- ② 令和2年度相当分の介護保険料額であって、令和2年度末に資格を取得したことにより、令和3年4月以降期間に普通徴収の納期限が到来するもの

(3) 必要書類

- ・ 介護保険料減免申請書
- ・ 収入等申告書
- ・ 収入額が分かる書類や医師による診断書の写し など

(4) 本市の対応

基本的には国基準で減免。ただし、収入減少を要件とする第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者(上記②ア)の令和3年度(2021年度)の事業収入等について、申請月までの収入は実績で、申請月以降の月から12月までの収入は見込み額で、それぞれ申請受付し、減免決定の判断を行う。そのため、減免決定までに納期が到来する保険料については、必要に応じて徴収猶予などを実施し、延滞金の発生や滞納整理の執行に至らないよう措置する。

(5) 受付開始時期など

7月上旬 令和3年度介護保険料納入(決定)通知書の送付以降から受付を開始。
なお、転入などによる本市介護保険加入者については、本市の保険料額が決定次第受付対応を行う。

3 国からの財政支援 10分の2(10分の8は市が負担する)

(備考)1都3県による国への要望として、東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県知事の連名文書「新型コロナウイルス感染症対策に関する要望について」により、令和2年度同様、国による全額の財政支援継続を要望

4 市民周知

7月1日 広報・ホームページで周知

7月上旬 介護保険 令和3年度納入(決定通知書)にチラシを同封

7月中旬 国民健康保険 令和3年度納税通知書にチラシを同封

<問い合わせ>

(国民健康保険税の減免について)

医療保険部保険年金課長 横溝 電話042-620-7236

(介護保険料の減免について)

福祉部介護保険課長 中山 電話042-620-7442

姉妹都市・小田原市との「食」を通じた交流事業

～小田原市のブランド「下中たまねぎ」を食堂のメニューに～

本市は、「苫小牧市、日光市、小田原市、寄居町」の3市、1町と姉妹都市を締結しており、毎年さまざまな交流を図っています。しかしながら、このコロナ禍においては、各都市を行き来するなどの人の交流ができない状況です。

今回、小田原市から提案いただき、新たな「食」の交流として小田原市のブランドとなっている「下中（しもなか）たまねぎ」を、市本庁舎食堂の「八王子ラーメン」などの食材に使用することになりました。

こうした取組を通じて、姉妹都市の交流を今後も深めていきます。

記

1 交流の内容

小田原市のブランド「下中たまねぎ」を、本庁舎食堂のメニューの「八王子ラーメン」などの食材に使用し、姉妹都市として「食」の交流を図る。

2 提供メニュー

八王子ラーメンの刻みたまねぎ、八宝菜など

3 提供の期間

6月1日～食材が終わり次第（概ね営業日5日間）

4 今後の予定

6月1日から食堂のメニューとして提供。合わせて食堂内に小田原市のブランド「下中たまねぎ」を食材に使用している旨をお知らせするパネル等を展示する。

5 その他

今回、提供するたまねぎ（約30キロ）は、小田原市が進めている「たまねぎオーナー制度」により、小田原市民の皆さんが生産し、収穫したたまねぎをご提供いただいています。

<問い合わせ>

（姉妹都市に関すること）都市戦略部秘書課長 森田 電話042-620-7345

（メニューに関すること）総務部労務課長 山野井 電話042-620-7451

下中たまねぎ

「生で食べても甘くておいしい」と大人気な、大地の恵をうけてすくすく育った、甘くておいしいたまねぎです。小田原市下中地区で収穫される「下中たまねぎ」の美味しさの秘密は土作りにあります。地元畜産農家が育てている、牛の牛糞堆肥をふんだんに使用し、有機質をたっぷりと含んだ畑にすることで、甘く大きなたまねぎを実らせます。



下中たまねぎ



若手農家が地域を盛り上げています